

入札告示

札幌市告示第 2075 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

令和 7 年 5 月 19 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階
札幌市保健福祉局保健所保健管理課難病医療係（電話 011-622-5153）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 7 年度札幌市特定医療費支給認定等事務に係る書類整備等業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 12 月 26 日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」に登録されている者で、プライバシーマーク又は I SMS の認証を取得している者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 過去 3 年（令和 4 年 6 月以降）の間に、官公庁から、特定医療費支給認定等補助業務、医療費受給者証発行等補助業務又はその他これに類する業務を受注し、良好に履行した実績があること。

4 参加資格確認申請、入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
上記 1 及び札幌市公式ホームページ上に掲載

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/index.html>

(2) 参加資格確認申請

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格とした内容を証明するため、入札書のほかに、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式 3）に実績報告書（様式 4）を添付のうえ、下記(3)に示す期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日（前日が土曜日、日曜日及び休日の場合は前開庁日）までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札書の提出先及び受領期限

令和 7 年 5 月 2 9 日（木曜日）17 時 00 分（送付による場合は必着）

札幌市保健福祉局保健所保健管理課難病医療係

（札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階）

(4) 入札書の提出方法

入札書は様式 1「入札書」にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 持参する場合は、入札書を入れる封筒は封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時、調達件名及び入札書在中の旨を記載し、上記(3)あてに提出期限までに提出すること。

イ 送付する場合は、二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時、調達件名及び入札書在中の旨を記載すること。なお、入札書等は、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）に基づく信書にあたるため、送付する場合は留意すること。

ウ 代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せず提出すること。

エ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

令和 7 年 5 月 3 0 日（金曜日）9 時 00 分

札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階カンファレンス室

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

ア 本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行ったものを落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。